

矢板市さつまいも作付関連補助金

市では、さつまいもを作付けし出荷・販売する農家を支援し、「儲かる農業」を推進するとともに、本市のさつまいもの産地化を目指すことを目的に各種補助を実施します。

◆矢板市さつまいも産地化補助金

対象者

補助金の交付対象者は、次の要件を全て満たしている方です。

- 1) 市内に住所又は事業所を有する農業者、農業団体
- 2) 市内でさつまいもへの作付け転換、新規作付、規模拡大に取り組む方
- 3) 市内で販売を目的として、3年以上かつ5a以上作付けに継続して取り組む方
- 4) 世帯全員が市税等を完納している方
- 5) 本事業に関して国、県等から補助金の交付を受けていない方



補助内容

さつまいもの作付けに真に必要な費用で、消費税、運搬費、人件費等は除く（補助は1回限りとし、汎用性の高いものは対象外）

- 1) 農業機械購入補助（1/2補助、千円未満は切捨て、上限額：100万円）
《例》植付機、いも堀り機、つる刈り機など
- 2) 生産資材補助（10a当たり3万円を上限、千円未満は切捨て）
《例》苗、肥料、消毒剤、農薬、マルチシートなど



必要書類

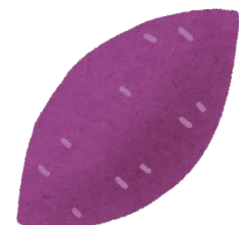
- 1) 事業計画書
 - 2) 購入する品の見積書
- ※1 場所・面積等の栽培計画、予算、販路等の事業計画の作成が必要となります。
- ※2 事業実施年度から3年間、作付面積、販売状況等の実施状況報告を提出していただきます。
計画目標が達成されない場合は、目標達成まで報告が必要となります。

◆矢板市さつまいも作付維持補助金

対象者

補助金の交付対象者は、次の要件を全て満たしている方です。

- 1) 市内に住所又は事業所を有する農業者、農業団体
- 2) 前年度から転作田にさつまいもを作付けし、今年度も引き続き作付けされている方
- 3) さつまいもを出荷・販売されている方
- 4) 世帯全員が市税等を完納している方



補助内容

今年度の市内の転作田へのさつまいもの作付面積10a当たり1万円(千円未満切り捨て)
ただし、前年度の作付面積が上限となります。

必要書類

- 1) 矢板市農業再生協議会が発行する前年度の転作実施証明書
- 2) 本年度の水稻生産実施計画書(営農計画書)の写し
- 3) さつまいもの出荷・販売が確認できる書類



◆矢板市さつまいも作付転換・新規作付支援補助金

対象者

補助金の交付対象者は、次の要件を全て満たしている方です。

- 1) 市内に住所又は事業を有する農業者・農業団体
- 2) さつまいもを出荷・販売される方
- 3) 転作田へさつまいもの作付けを行い、規模拡大を図り、3年以上作付けされる方
- 4) 世帯全員が市税等を完納している方

補助内容

市内転作田へさつまいもを作付けし、規模拡大を図った面積10a当たり2万円(千円未満切り捨て)
ただし、主食用米の作付面積の減少分が上限となります。

必要書類

- 1) 矢板市農業再生協議会が発行する前年度の転作実施証明書
- 2) 本年度の水稻生産実施計画書(営農計画書)の写し
※事業実施年度から3年間、作付面積、販売実績等の実施状況報告を提出していただきます。



申請・問い合わせ先
矢板市経済部農林課
〒329-2192 矢板市本町5番4号
電話 (0287)43-6210

各補助とも予算が無くなり次第、受付終了となりますので、事前にご相談ください。